

庄内消費生活センターニュース







年末にかけてご注意を!!

『海産物の電話勧誘販売・送り付け』



カニなどの魚介類を勧める電話があり、強引に契約をさせられたり 断ったのに商品が届いたなどの相談が寄せられています。

海産物の購入機会が増える年末にかけて、特に注意してください。

【~相談事例~】



- ■過去に利用したことがあるという海産物店から勧誘の 電話があった。不審だ。
- ■知らない業者からカニを勧められ承諾したが、やっぱり やめたい。事業者名もはっきりせず、連絡が取れない。
- ■何度も断っているのに「来月に届ける」と言われ一方的 に電話を切られた。

出典:消費者庁イラスト集より

【消費者へのアドバイス】

- ✓ 少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。
- ✓ 断ったのに商品が届いたら、受け取り保留や拒否ができ ます。代金を支払わないようにしましょう。
- ✓ 不安なとき、トラブルになったときは、消費生活センタ・ や警察に相談しましょう。
- ◎ 電話勧誘で契約した時は、クーリング・オフができます。



- * 消費者ホットライン『188(いやや!)』
- * 警察相談専用電話『#9110』

県内の大学生や高校生が 企画・出演したケロ! NEW!! 若年者向什



脱毛エステ編】



【出会い系サイト・アプリ編】

県消費生活センターでは、最近多い悪質商法の手口と 対策について紹介した動画を作成しています。

この度、新しく若年者が陥りやすい消費者トラブルの 啓発動画を3本、県ホームページ『消費者のための動画 のへや』で公開しています。

他にも、「障がい者・高齢者・見守りの方」向けなど、 様々な動画で被害を防ぐポイントをわかりやすく紹介し ています。『県公式やまがた Channel (YouTube コン テンツ)』からもご覧いただけます。ぜひ皆さんご視聴く ださい。



【クラスTシャツ編】

こちらからご視聴いただけます。→





借金でお困りではありませんか?

借金問題は必ず解決できます!

お金は計画的な利用を心がけることはもちろんですが、もし借金を重 ねて返すのが困難になってしまったら、法的な手続きを検討する必要があり

ます。できるだけ早く法律の専門家に相談するのが解決の近道です。

「消費者のための動画のへや」

山形県弁護士会では、多重債務無料法律相談(初回無料、要予約、 各地区の弁護士の法律事務所で開催)を行っています。多重債務でお 困りの方はご利用ください。→予約電話番号:023-635-3648

• 鶴岡市内 毎週月曜日 • 酒田市内 毎週金曜日

今年もあと少し。今年 の悩みは今年のうちに



親子でも、保証人や連帯保証人になっていたり、相続したりしていなけれ ば、借金の肩代わりをする必要はありません。本人に解決させましょう。

12月・1月の消費生活法律相談日

- ●12月11日(水)
- 1月15日(水)

午後1時30分から 午後3時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。 相談時間はお一人様30分です。 <mark>事前予約</mark>が必要ですので、庄内消費生活 センターまでお問い合わせください。

庭內淵景ध器位少夕一

〒997-1392

東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 (山形県庄内総合支庁内)

《相談受付》午前9時~午後5時

(土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》0235-66-5451

消費者ホットライン188番も

ご利用ください

ホームページはこちらから→

